

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和4年9月6日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂松本町、上賀茂東後藤町、上賀茂西後藤町、上賀茂東上之段町、上賀茂西上之段町、上賀茂北ノ原町、上賀茂大柳町、大宮北箱ノ井町、西賀茂大深町、西賀茂下庄田町、西賀茂上庄田町、西賀茂水垣町、西賀茂榎ノ木町、西賀茂丸川町、西賀茂坊ノ後町、大宮西山ノ前町、大北山原谷乾町及び紫野西蓮台野町の各一部

京都市左京区上高野上畑町、松ヶ崎雲路町、岩倉南河原町、岩倉花園町、岩倉長谷町、岩倉幡枝町及び岩倉中町の各一部

京都市山科区西野野色町、北花山大林町、四ノ宮芝畑町、小山鎮守町、小山中ノ川町、音羽稲芝、大宅御所田町、大宅坂ノ辻町、小野弓田町、勸修寺御所内町、勸修寺閑林寺、西野山中鳥井町、西野山百々町及び栗栖野狐塚の各一部

京都市南区吉祥院内河原町、吉祥院前田町、吉祥院長田町、吉祥院蒔絵町、吉祥院堤外町、吉祥院嶋野間詰町、上鳥羽仏現寺町、上鳥羽南花名町、上鳥羽町田町、上鳥羽南塔ノ本町、上鳥羽藁田町、上鳥羽岩ノ本町、上鳥羽北岩ノ本町、上鳥羽南岩ノ本町、上鳥羽大溝町、上鳥羽石橋町、上鳥羽卯ノ花町、上鳥羽中河原町、上鳥羽麻ノ本町、上鳥羽奈須野町、上鳥羽八王神町、上鳥羽西浦町、上鳥羽清井町、上鳥羽金仏町、上鳥羽山ノ本町、上鳥羽川端町、上鳥羽塔ノ森東向町、上鳥羽塔ノ森柴東町、久世殿城町、久世大藪町及び久世築山町の各一部

京都市右京区嵯峨野投淵町、西京極畑田町、嵯峨蜻蛉尻町、嵯峨石ヶ坪町、嵯峨広沢池下町、嵯峨広沢西裏町、嵯峨広沢御所ノ内町、嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町、嵯峨釈迦堂

門前裏柳町、嵯峨鳥居本六反町、嵯峨鳥居本中筋町、嵯峨觀空寺明水町及び梅ヶ畑篝町の各一部

京都市西京区上桂今井町、桂畑ヶ田町、桂河田町、桂南滝川町、川島野田町、川島権田町、牛ヶ瀬林ノ本町、牛ヶ瀬西柿町、檜原杉原町、御陵内町、山田南山田町及び山田葉室町の各一部

京都市伏見区向島西堤町、桃山町正宗、醍醐西大路町、小栗栖中山田町、小栗栖牛ヶ淵町、深草大亀谷東寺町、深草大亀谷大山町、深草大亀谷東古御香町、深草大亀谷安信町、深草東伊達町、深草真宗院山町、深草瓦町、竹田向代町、竹田向代町川町、竹田内畑町、竹田浄菩提院町、竹田田中宮町、竹田北三ツ杭町、横大路天王前、横大路畔ノ内、横大路菅本、横大路六反畑、横大路下三栖宮ノ後、横大路下三栖東ノ口町、久我御旅町、久我森の宮町、久我西出町、羽束師菱川町、羽束師古川町、羽束師鴨川町、淀樋爪町、淀美豆町及び淀生津町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

令和4年9月6日から同月21日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

5 意見書の提出

(1) 提出方法

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送、ファックス若しくは電子メールによって提出してください。ただし、郵送による場合は、縦覧

期間満了の日までの消印のあるものは有効です。

(2) 提出先

ア 持参又は郵送

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

イ ファックス

075-222-3472

ウ 電子メール

tokeika@city.kyoto.lg.jp

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)